

土地の無償返還に関する届出方式徹底解説

はじめに

土地貸借取引の一方又はその双方が法人の場合における土地貸借では、以下の3つの方式が考えられます。それぞれの方式の概要等については以下のとおりです。

借地契約の形態	詳細区分	方式の概要	
権利金方式		借地権の設定に際し、借地権に相当する権利金を支払う方式	
相当の地代の改訂方式	相当の地代改訂型	借地権の設定に際し、権利金の支払に代えて、土地の使用の対価として相当の地代（自用地としての価額に対しておおむね年6%程度の地代）を収受する方式	3年以下の期間ごとに地代を改訂する方法
	相当の地代据置型		相当の地代を固定する方法
土地の無償返還方式	借地契約賃貸借型	土地貸借取引の一方又はその双方が法人の場合に、取引当事者間において借地権を認識しないときに、借地権の認定課税を回避するために「土地の無償返還に関する届出書」を提出する方式	民法の規定に基づく賃貸借契約
	借地契約使用貸借型		民法の規定に基づく使用貸借契約

第三者間の土地貸借では、権利金方式によることもありますが、同族関係者間では、少ないと思われます。相当の地代方式（据置型）は、地価の大幅な上昇局面では、借地人である法人に地価の上昇部分が自然発生借地権としてその法人に帰属することから良く利用されましたが、地価の安定局面では、相当の地代方式の選択のメリットは小さいと思われます。そのため、昨今は、土地の無償返還方式を選択する事例が主であると思われます。

この方式は、土地貸借取引の一方又はその双方が法人の場合に、取引当事者間において借地権を認識しないときに、借地権の認定課税を回避するために「土地の無償返還に関する届出書」を提出するものです。

土地の無償返還に関する届出書の提出を失念すると、権利金を授受する取引慣行がある地域において、無償又は低額の権利金の支払いを受けて借地権の設定を行った場合、借地上に建物を建築した時点で、本来収受すべきであった権利金相当額（低額の権利金の授受があった場合には、本来収受すべきであった権利金の額から実際に収受した権利金収入の額を控除した金額）について、借地権の認定課税を受けることになります。

そこで、想定外の課税を受けることがないように、実務でよく利用される土地の無償返還方式の概要と、実務上の留意点などについて分かり易く解説することとします。

なお、設例などの数値は、解説の内容を理解しやすいように、金額の単位は万円とし、計算においては万円未満の金額は原則として四捨五入して表示していますので、一定の誤差が生じることについてご了承ください。

また、文中意見にわたる部分は私見ですので、念のため申し添えます。

令和6年7月

税理士法人 ファミリィ 代表社員・税理士 山本和義

目次

はじめに

1. 土地の無償返還に関する届出方式の概要
2. 土地の無償返還に関する届出書を提出することができないケース
3. 地代の額
4. 借地上の建物の取り壊し費用等
5. 土地の無償返還に関する届出書の提出期限
6. 出口課税
7. 土地の無償返還に関する届出書が提出されている場合の取引相場のない株式等の純資産価額方式による純資産価額の計算
8. 賃貸マンション等を新築した場合の自社株の相続税評価額
9. 土地の無償返還に関する届出書が提出されている場合の取引相場のない株式等の評価
10. 土地の無償返還に関する届出書の提出がある場合の民法上の取扱い
11. 小規模宅地等の特例と土地の無償返還に関する届出書
12. 土地の無償返還方式と相当の地代の改訂方式との選択
13. 税務署の窓口での閲覧申請

【参考資料】土地の無償返還に関する届出書に関する裁決例

1. 土地の無償返還に関する届出方式の概要

(1) 制度の概要

本制度は、戦前及び戦中において、国家の利益のために土地を没収した者に対し、戦後において、その没収した土地を無償で返還する制度である。この制度は、戦後処理法及びその施行令に基づき、戦前及び戦中に没収された土地の返還を目的として設けられたものである。

この制度の対象となる土地は、戦前及び戦中に没収された土地であり、戦後において、その没収した土地を無償で返還するものである。この制度は、戦後処理法及びその施行令に基づき、戦前及び戦中に没収された土地の返還を目的として設けられたものである。

この制度の対象となる土地は、戦前及び戦中に没収された土地であり、戦後において、その没収した土地を無償で返還するものである。この制度は、戦後処理法及びその施行令に基づき、戦前及び戦中に没収された土地の返還を目的として設けられたものである。

この制度の対象となる土地は、戦前及び戦中に没収された土地であり、戦後において、その没収した土地を無償で返還するものである。この制度は、戦後処理法及びその施行令に基づき、戦前及び戦中に没収された土地の返還を目的として設けられたものである。

重要事項

この制度の対象となる土地は、戦前及び戦中に没収された土地であり、戦後において、その没収した土地を無償で返還するものである。この制度は、戦後処理法及びその施行令に基づき、戦前及び戦中に没収された土地の返還を目的として設けられたものである。

この制度の対象となる土地は、戦前及び戦中に没収された土地であり、戦後において、その没収した土地を無償で返還するものである。この制度は、戦後処理法及びその施行令に基づき、戦前及び戦中に没収された土地の返還を目的として設けられたものである。

1. **Wiederholung der ersten Aufgabenstellung**

2. **Wiederholung der ersten Aufgabenstellung**
Die Aufgabenstellung ist hier wiederholt worden. Es geht um die Berechnung der Mittelwerte und Standardabweichungen für zwei verschiedene Stichproben. Die ersten beiden Stichproben sind die ersten beiden Gruppen von Daten. Die dritte Stichprobe ist die dritte Gruppe von Daten. Die Berechnungen sind hier wiederholt worden, um die Genauigkeit der Ergebnisse zu überprüfen.

3. **Wiederholung der ersten Aufgabenstellung**
Die Aufgabenstellung ist hier wiederholt worden. Es geht um die Berechnung der Mittelwerte und Standardabweichungen für zwei verschiedene Stichproben. Die ersten beiden Stichproben sind die ersten beiden Gruppen von Daten. Die dritte Stichprobe ist die dritte Gruppe von Daten. Die Berechnungen sind hier wiederholt worden, um die Genauigkeit der Ergebnisse zu überprüfen.

平成3年12月18日

負担付贈与又は対価を伴う取引により取得した土地等及び家屋等に係る評価並びに相続税法第7条及び第9条の規定の適用について

標題のことについては、昭和39年4月25日付直資56、直審(資)17「財産評価基本通達」(以下「評価基本通達」という。)第2章から第4章までの定めにかかわらず、下記により取り扱うこととしたから、平成元年4月1日以後に取得したものの評価並びに相続税法第7条及び第9条の規定の適用については、これによらるたい。

(趣旨) 略

記

1 土地及び土地の上に存する権利(以下「土地等」という。)並びに家屋及びその附属設備又は構築物(以下「家屋等」という。)のうち、負担付贈与又は個人間の対価を伴う取引により取得したものの価額は、当該取得時における通常の取引価額に相当する金額によって評価する。

ただし、贈与者又は譲渡者が取得又は新築した当該土地等又は当該家屋等に係る取得価額が当該課税時期における通常の取引価額に相当すると認められる場合には、当該取得価額に相当する金額によって評価することができる。

(注)「取得価額」とは、当該財産の取得に要した金額並びに改良費及び設備費の額の合計額をいい、家屋等については、当該合計金額から、評価基本通達130((償却費の額等の計算))の定めによって計算した当該取得の時から課税時期までの期間の償却費の額の合計額又は減価の額を控除した金額をいう。

2 1の対価を伴う取引による土地等又は家屋等の取得が相続税法第7条に規定する「著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合」又は相続税法第9条に規定する「著しく低い価額の対価で利益を受けた場合」に当たるかどうかは、個々の取引について取引の事情、取引当事者間の関係等を総合勘案し、実質的に贈与を受けたと認められる金額があるかどうかにより判定するのであるから留意する。

(注) その取引における対価の額が当該取引に係る土地等又は家屋等の取得価額を下回る場合には、当該土地等又は家屋等の価額が下落したことなど合理的な理由があると認められるときを除き、「著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合」又は「著しく低い価額の対価で利益を受けた場合」に当たるものとする。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

◎無償返還方式における相続税評価額

区 分	相続税評価額	
	賃貸借の場合	使用貸借の場合
借 地 権	零	
同族会社の株価の計算上 純資産価額に加算される金額	自用地評価額×20%（※1）	零
貸 宅 地	自用地評価額×80%（※2）	自用地評価額

※1 同族会社が、同族の地主から土地を借りていても、被相続人自身がその地主（土地所有者）でなければ、被相続人の株式評価では、自用地評価額×20%を純資産価額に加算する必要はありません。また、借地人の土地の相続税評価額は、建物が賃貸住宅等である場合には、自用地評価額×20%×（1-0.3）として評価されます。

※2 この取扱については、借地権の価額を0とすることからすると、貸宅地の価額は、自用地の価額によって評価するとの考え方もありますが、借地借家法の制約、賃貸借契約に基づく利用の制約等を勘案すれば、借地権の取引慣行のない地域においても20%の借地権相当額の控除を認容している（評基通25（1））こととの権衡上、その土地に係る貸宅地の価額の評価においても20%相当額を控除することが相当であるとの考え方によるものです。

◎土地の無償返還方式（賃貸借型：被相続人が同族関係者になっている法人に対する土地の貸付けの場合）における課税関係

	借地人（法人）	地主（個人）
借地権設定時	課税関係なし	
地代の額	零から相当の地代の額の間で自由に設定可能	
地代の取扱い	損金の額に算入	不動産所得の収入金額

(3) 使用貸借型で土地の無償返還に関する届出方式の場合

（1）使用貸借型で土地の無償返還に関する届出方式の場合、届出方式の種類により、届出書の提出時期が異なる。届出書の提出時期は、届出方式の種類により、届出書の提出時期が異なる。届出書の提出時期は、届出方式の種類により、届出書の提出時期が異なる。

（2）使用貸借型で土地の無償返還に関する届出方式の場合、届出書の提出時期は、届出方式の種類により、届出書の提出時期が異なる。届出書の提出時期は、届出方式の種類により、届出書の提出時期が異なる。届出書の提出時期は、届出方式の種類により、届出書の提出時期が異なる。

（3）使用貸借型で土地の無償返還に関する届出方式の場合、届出書の提出時期は、届出方式の種類により、届出書の提出時期が異なる。届出書の提出時期は、届出方式の種類により、届出書の提出時期が異なる。届出書の提出時期は、届出方式の種類により、届出書の提出時期が異なる。

2. 土地の無償返還に関する届出書を提出することができないケース

(1) 個人間における土地貸借の場合

個人間における土地貸借の場合、借主が地主に土地を返還する際に、地主が借主に対して土地の返還を拒否し、借主が地主に対して土地の返還を請求する場合は、借主が地主に対して土地の返還を請求する旨の届出書を提出することができない。

また、借主が地主に対して土地の返還を請求する旨の届出書を提出する場合は、借主が地主に対して土地の返還を請求する旨の届出書を提出する旨の届出書を提出することができない。

また、借主が地主に対して土地の返還を請求する旨の届出書を提出する場合は、借主が地主に対して土地の返還を請求する旨の届出書を提出する旨の届出書を提出することができない。

(2) 権利金等の支払いがある場合

権利金等の支払いがある場合、借主が地主に対して土地を返還する際に、地主が借主に対して土地の返還を拒否し、借主が地主に対して土地の返還を請求する場合は、借主が地主に対して土地の返還を請求する旨の届出書を提出することができない。

(3) 相当の地代の改訂に関する届出書の提出がある場合

相当の地代の改訂に関する届出書の提出がある場合、借主が地主に対して土地を返還する際に、地主が借主に対して土地の返還を拒否し、借主が地主に対して土地の返還を請求する場合は、借主が地主に対して土地の返還を請求する旨の届出書を提出することができない。

また、借主が地主に対して土地の返還を請求する旨の届出書を提出する場合は、借主が地主に対して土地の返還を請求する旨の届出書を提出する旨の届出書を提出することができない。

3. 地代の額

土地の賃貸借に当たり、地主が個人か法人かによって地代の認定課税の取扱いが、以下のように異なります。

(1) 地代が相殺関係にある場合

（この項目の本文は非常に小さく、かつぼやけており、具体的な内容が読み取れません。）

(2) 土地所有者が個人で借地人が法人の場合

（この項目の本文は非常に小さく、かつぼやけており、具体的な内容が読み取れません。）

（この項目の本文は非常に小さく、かつぼやけており、具体的な内容が読み取れません。）

（この項目の本文は非常に小さく、かつぼやけており、具体的な内容が読み取れません。）

（この項目の本文は非常に小さく、かつぼやけており、具体的な内容が読み取れません。）

（この項目の本文は非常に小さく、かつぼやけており、具体的な内容が読み取れません。）

（この項目の本文は非常に小さく、かつぼやけており、具体的な内容が読み取れません。）

法人税法第 22 条

内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

3～5 略

法人税基本通達 13-1-7（権利金の認定見合せ）

法人が借地権の設定等により他人に土地を使用させた場合（権利金を収受した場合又は特別の経済的な利益を受けた場合を除く。）において、これにより収受する地代の額が 13-1-2《使用の対価としての相当の地代》に定める相当の地代の額に満たないとき（13-1-5《通常権利金を授受しない土地の使用》の取扱いの適用があるときを除く。）であっても、その借地権の設定等に係る契約書において将来借地人等がその土地を無償で返還することが定められており、かつ、その旨を借地人等との連名の書面により遅滞なく当該法人の納税地の所轄税務署長に届け出たときは、13-1-3《相当の地代に満たない地代を収受している場合の権利金の認定》にかかわらず、当該借地権の設定等をした日の属する事業年度以後の各事業年度において、13-1-2 に準じて計算した相当の地代の額から実際に収受している地代の額を控除した金額に相当する金額を借地人等に対して贈与したものとして取り扱うものとする。

使用貸借契約により他人に土地を使用させた場合（13-1-5 の取扱いの適用がある場合を除く。）についても、同様とする。

4. 借地上の建物の取り壊し費用等

借地上の建物の取り壊し費用等は、借地権者が負担するものとする。

借地権者が借地上の建物の取り壊し費用等を負担する場合は、借地権者が借地権の行使に必要と認められる限度において、借地権者の負担するものとする。

借地権者が借地上の建物の取り壊し費用等を負担する場合は、借地権者が借地権の行使に必要と認められる限度において、借地権者の負担するものとする。

借地権者が借地上の建物の取り壊し費用等を負担する場合は、借地権者が借地権の行使に必要と認められる限度において、借地権者の負担するものとする。

借地権者が借地上の建物の取り壊し費用等を負担する場合は、借地権者が借地権の行使に必要と認められる限度において、借地権者の負担するものとする。

借地権者が借地上の建物の取り壊し費用等を負担する場合は、借地権者が借地権の行使に必要と認められる限度において、借地権者の負担するものとする。

借地権者が借地上の建物の取り壊し費用等を負担する場合は、借地権者が借地権の行使に必要と認められる限度において、借地権者の負担するものとする。

5. 土地の無償返還に関する届出書の提出期限

（一）本条の規定による土地の無償返還の届出書の提出期限は、当該土地の無償返還の届出書の提出期限である。

（二）本条の規定による土地の無償返還の届出書の提出期限は、当該土地の無償返還の届出書の提出期限である。

（三）本条の規定による土地の無償返還の届出書の提出期限は、当該土地の無償返還の届出書の提出期限である。

（四）本条の規定による土地の無償返還の届出書の提出期限は、当該土地の無償返還の届出書の提出期限である。

（五）本条の規定による土地の無償返還の届出書の提出期限は、当該土地の無償返還の届出書の提出期限である。

（六）本条の規定による土地の無償返還の届出書の提出期限は、当該土地の無償返還の届出書の提出期限である。

（七）本条の規定による土地の無償返還の届出書の提出期限は、当該土地の無償返還の届出書の提出期限である。

2. SUBSTITUTIONS

Substitutions are made in the following order: first, the substituents are listed in order of decreasing atomic number. If two substituents are bonded to the same atom, the one with the higher atomic number is listed first. If two substituents are bonded to the same atom and have the same atomic number, the one with the higher atomic mass is listed first. If two substituents are bonded to the same atom and have the same atomic number and atomic mass, the one with the higher atomic mass of the next atom in the chain is listed first.

Example 1



Example 2



3. SUBSTITUTIONS

Substitutions are made in the following order: first, the substituents are listed in order of decreasing atomic number. If two substituents are bonded to the same atom, the one with the higher atomic number is listed first. If two substituents are bonded to the same atom and have the same atomic number, the one with the higher atomic mass is listed first. If two substituents are bonded to the same atom and have the same atomic number and atomic mass, the one with the higher atomic mass of the next atom in the chain is listed first.

Example 1

Substitutions are made in the following order: first, the substituents are listed in order of decreasing atomic number. If two substituents are bonded to the same atom, the one with the higher atomic number is listed first. If two substituents are bonded to the same atom and have the same atomic number, the one with the higher atomic mass is listed first. If two substituents are bonded to the same atom and have the same atomic number and atomic mass, the one with the higher atomic mass of the next atom in the chain is listed first.

土地の無償返還に関する届出書

受付印



※ 整理 事項	1 土地所有者	整理簿	
		番 号	
	2 借 地 人 等	確 認	

平成 年 月 日

国 税 局 長 殿
税 務 署 長

土地所有者 _____ は、〔借地権の設定等
使用貸借契約〕により下記の土地を平成 年 月 日
から _____ に使用させることとしましたが、その契約に基づき将来借地人等から無償で
土地の返還を受けることになっていきますので、その旨を届け出ます。

なお、下記の土地の所有又は使用に関する権利等に変動が生じた場合には、速やかにその旨を届
け出ることとします。

記

土地の表示

所 在 地 _____

地目及び面積 _____ m²

	(土地所有者)	(借地人等)
住所又は所在地	〒 _____	〒 _____
	電話 () - _____	電話 () - _____

氏名又は名称 _____ ① _____ ①

代表者氏名 _____ ① _____ ①

	(土地所有者が連結申告法人の場合)	(借地人等が連結申告法人の場合)
連結親法人の 納 税 地	〒 _____	〒 _____
	電話 () - _____	電話 () - _____

連結親法人名等 _____

連結親法人等
の代表者氏名 _____

借地人等と土地
所有者との関係

借地人等又はその連結親法人
の所轄税務署又は所轄国税局

※ この届出書は、土地の賃借の当事者間において、財産権としての借地権の価値認識を
保有しないことを確認するもので、地代の額を要求するものではないため、当該土地の借
地契約自体は、「使用貸借契約」又は「賃貸借契約」のいずれであっても差し支えありま
せん。

(契約の概要等)

1 契約の種類

2 土地の使用目的

3 契約期間 平成 年 月 ~ 平成 年 月

4 建物等の状況

(1) 種類

(2) 構造及び用途

(3) 建築面積等

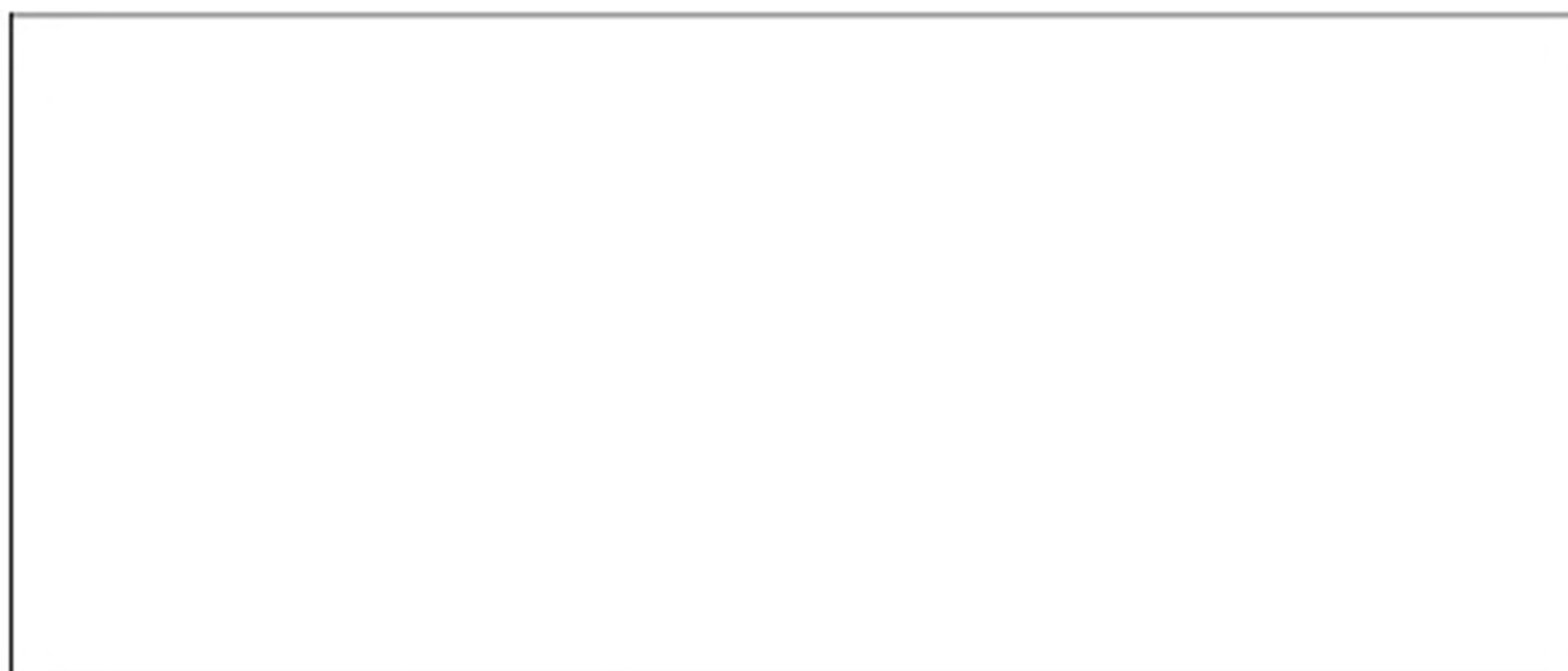
5 土地の価額等

(1) 土地の価額 円 (財産評価額 円)

(2) 地代の年額 円

6 特約事項

7 土地の形状及び使用状況等を示す略図



8 添付書類 (1) 契約書の写し (2)

土地の無償返還に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人税基本通達 13-1-7《権利金の認定見合せ》又は連結納税基本通達 16-1-7《権利金の認定見合せ》に基づいて土地の無償返還の届出をする場合に使用してください。

2 この届出書は、土地所有者（借地権の転貸の場合における借地権者を含みます。以下同じ。）の納税地（土地所有者が連結申告法人である場合には連結親法人の納税地）の所轄税務署長（国税局の調査課所管法人にあつては、所轄国税局長）に2通提出してください。

(注) 1 借地権の転貸の場合には、この届出書の「土地所有者」を「借地権者」と訂正して使用してください。

2 この届出書は、土地所有者が個人である場合であっても提出することができます。

3 この届出書の提出後において、その届出に係る土地の所有又は使用に関する権利等について次のような変動が生じた場合には、その旨を速やかに借地人等との連名の書面（2通とします。）により届け出てください。

(1) 合併又は相続等により土地所有者又は借地人等に変更があった場合

(2) 土地所有者又は借地人等の住所又は所在地（納税地がその住所又は所在地と異なる場合には、その納税地）に変更があった場合

(3) 契約の更新又は更改があった場合

(4) この届出書に係る契約に基づき土地の無償返還が行われた場合

4 各欄の記載は次によります。

(1) 「

借地権の設定等
使用貸借契約

」は、契約の種類に応じ該当するものを○で囲んでください。

(2) 「地目及び面積」は、その土地の登記簿上の地目又は面積が現況と異なる場合には、その現況により記載してください。

(3) 「住所又は所在地」には、土地所有者及び借地人等の住所又は所在地を記載しますが、納税地がその住所又は所在地と異なる場合にはその納税地を記載してください。

(4) 「借地人等の所轄税務署又は所轄国税局」には、借地人等の納税地（借地人等が連結申告法人である場合には、連結親法人の納税地）の所轄税務署（国税局の調査課所管法人にあつては、所轄国税局）を記載してください。

- (5) 「(契約の概要等)」は次により記載してください。
- イ 「1 契約の種類」には、例えば「地上権の設定」、「土地の賃貸借」、「地役権の設定」、「借地権の転貸」、「土地の使用貸借」等のように、その契約の種類を記載してください。
 - ロ 「2 土地の使用目的」には、例えば「鉄骨造工場用建物の敷地として使用する」、「鉄筋コンクリート造 10 階建マンションの建設のため」等のように、借地人等におけるその土地の使用目的を具体的に記載してください。
 - ハ 「4 建物等の状況」の各欄は、借地人等がこの届出書に係る土地の上に有している建物等について、次により記載してください。
 - (イ) 「(1)種類」には、建物、構築物等の別を記載してください。
 - (ロ) 「(2)構造及び用途」には、その建物等の構造及び用途を、例えば「鉄筋コンクリート造、店舗用」等のように記載してください。
 - (ハ) 「(3)建築面積等」には、その建物等の建築面積、階数、延床面積等を記載してください。
 - ニ 「5 土地の価額等」の各欄には、その借地権の設定又は使用貸借契約をした時における当該土地の更地価額（借地権の転貸の場合にあつては、その借地権の価額）及び收受することとした地代の年額をそれぞれ記載してください。

なお、「(1)土地の価額」の「(財産評価額 円)」には、当該土地の財産評価額を記載してください。
 - ホ 「6 特約事項」には、例えば建物の用途制限、契約の更新等について特約がある場合に、その内容を記載してください。
- 5 この届出書には、契約書の写しのほか、「(1)土地の価額」に記載した金額の計算の明細その他参考となる事項を記載した書類を添付してください。
- 6 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」及び「連結親法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

土地の無償返還を定めた土地賃貸借契約書 見本

収入印紙
200円

土地賃貸借契約書

貸主甲〇〇〇〇（以下「甲」という。）と借主乙△△△△（以下「乙」という。）とは、乙の建物の所有を目的とする土地賃貸借契約を下記の条項により締結する。

（目的不動産）

第1条 甲は、後記表示の土地（以下「本件土地」という。）を乙に賃貸し、乙は、これを借受ける。

記

所 在 〇〇市〇〇町1丁目
地 番 2番
地 目 宅地
地 積 〇〇〇平方メートル

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日迄の満〇年とする。

（賃貸借料）

第3条 賃料は1か月〇〇〇〇円とし、乙は、毎月〇日迄に翌月分を甲の指定する銀行口座に振込送金して支払うものとする。

②前項の賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の賃料との比較等により不相応となったときは、甲は、契約期間中でも賃料の増額を請求できるものとする。

（禁止事項）

第4条 乙は次の場合には、事前に甲の書面による承諾を得なければならない。

1. 乙が本件土地を他に転貸するとき
2. 乙が本件土地上に所有する建物を増改築するとき

（契約の解除）

第5条 乙が次の各号の一に該当した場合、甲は催告なしに直ちに本契約を解除することができる。

1. 〇か月以上賃料の支払いを怠ったとき
2. 本契約の各条項に違反したとき

3. 賃料の度重なる遅延を生じ、甲との間の信頼関係を著しく破壊したとき

(明渡し)

第6条 本契約が期間満了、解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちに本件土地を原状に復して、甲に明渡すものとする。

②明渡しに際し、乙は、甲に対し、立退料その他一切の金銭上の請求はしないものとする。

(損害金)

第7条 乙が本契約終了とともに、本件土地を甲に明渡さないときは、甲は、乙に対し、本契約終了日から、明渡し日迄、100円につき一日〇〇銭の割合による損害金を請求することができる。

(合意管轄)

第8条 本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を第1審の管轄裁判所とすることに甲は同意した。

上記の契約が成立したことを証するため、本契約書2通を作成し、署名押印の上、各々1通を所持する。

令和〇年〇月〇日

貸主

甲 ○○○○ 印

借主

乙 △△△△ 印

なお、「土地の無償返還に関する届出書」添付の土地の賃貸借契約書の貼付する印紙については、印紙税法別表第一「課税物件表」第1号の2（土地の賃借権の設定に関する契約書）に該当し、賃貸借契約書には、賃料に関する定めはあるものの、権利金の支払いについては定めがないことから、「契約金額の記載のない契約書」に当たり、印紙税の額は200円となります。

(2) 被相続人が同族関係者でない場合の取扱い

（1）被相続人が同族関係者でない場合、相続人となるのは、被相続人の配偶者、直系血親、及び同居の親族である。この場合、被相続人の配偶者は、被相続人の死亡したとき、被相続人と同居していた親族の順位に優先して相続人となる。被相続人の配偶者がいない場合は、被相続人の直系血親の順位に優先して、同居の親族の順位に優先して相続人となる。被相続人の直系血親がいない場合は、同居の親族の順位に優先して、被相続人の親類縁者の順位に優先して相続人となる。被相続人の親類縁者がいない場合は、同居の親族の順位に優先して、被相続人の親類縁者の順位に優先して相続人となる。被相続人の親類縁者がいない場合は、同居の親族の順位に優先して、被相続人の親類縁者の順位に優先して相続人となる。

被相続人が同族関係者でない場合の取扱い
被相続人が同族関係者でない場合、相続人となるのは、被相続人の配偶者、直系血親、及び同居の親族である。この場合、被相続人の配偶者は、被相続人の死亡したとき、被相続人と同居していた親族の順位に優先して相続人となる。被相続人の配偶者がいない場合は、被相続人の直系血親の順位に優先して、同居の親族の順位に優先して相続人となる。被相続人の直系血親がいない場合は、同居の親族の順位に優先して、被相続人の親類縁者の順位に優先して相続人となる。被相続人の親類縁者がいない場合は、同居の親族の順位に優先して、被相続人の親類縁者の順位に優先して相続人となる。

（2）被相続人が同族関係者でない場合、相続人となるのは、被相続人の配偶者、直系血親、及び同居の親族である。この場合、被相続人の配偶者は、被相続人の死亡したとき、被相続人と同居していた親族の順位に優先して相続人となる。被相続人の配偶者がいない場合は、被相続人の直系血親の順位に優先して、同居の親族の順位に優先して相続人となる。被相続人の直系血親がいない場合は、同居の親族の順位に優先して、被相続人の親類縁者の順位に優先して相続人となる。被相続人の親類縁者がいない場合は、同居の親族の順位に優先して、被相続人の親類縁者の順位に優先して相続人となる。

【設例】

被相続人父（令和6年3月死亡）が株主であるA社の概要

- ① 発行済株式総数 20万株（50円/株）
- ② 父が100%株式を所有
- ③ 会社規模区分 中会社の中
- ④ 類似業種比準価額 500円
- ⑤ A社は、父及び長男が1/2ずつ共有する土地（自用地評価額1億円）を、賃貸借（土地の無償返還に関する届出書を提出している。）によって借り受け、本社ビルとして利用している。

⑥ A社純資産価額 （単位：千円）

項目	金額
現金	100,000
有価証券	500,000
固定資産	1,000,000
負債	500,000
純資産	1,000,000

(3) 貸家建付借地権の場合

貸家建付借地権とは、土地を借りて建物（家）を建て、その建物と土地を一体的に利用する権利を指します。この権利は、土地の所有権とは異なり、土地の所有者から借り手へ移転する場合があります。また、借地権は、土地の所有者が死亡した場合、相続人へ承継される可能性があります。ただし、借地権は、土地の所有者が死亡した場合、相続人へ承継される可能性があります。また、借地権は、土地の所有者が死亡した場合、相続人へ承継される可能性があります。

1. **THE COMPANY'S POLICY ON EMPLOYEE PERFORMANCE**
 The company's policy on employee performance is to ensure that all employees are held to the same high standards of performance. This policy is designed to provide a fair and equitable environment for all employees and to ensure that the company is able to attract and retain the best talent.

2. **THE COMPANY'S POLICY ON EMPLOYEE DEVELOPMENT**
 The company's policy on employee development is to provide all employees with the opportunity to grow and develop their skills. This policy is designed to ensure that all employees are able to reach their full potential and to contribute to the company's success.

3. **THE COMPANY'S POLICY ON EMPLOYEE WELL-BEING**
 The company's policy on employee well-being is to ensure that all employees are able to work in a safe and healthy environment. This policy is designed to provide all employees with the resources and support they need to stay healthy and productive.

4. **THE COMPANY'S POLICY ON EMPLOYEE COMPENSATION**

EMPLOYEE COMPENSATION POLICY				
POSITION	SALARY RANGE			
	MINIMUM	MID-RANGE	MAXIMUM	ADDITIONAL BENEFITS
Executive	\$150,000	\$200,000	\$250,000	Health, Dental, Vision, 401(k), Stock Options
Senior Manager	\$100,000	\$130,000	\$160,000	Health, Dental, Vision, 401(k)
Manager	\$70,000	\$90,000	\$110,000	Health, Dental, Vision, 401(k)
Senior Professional	\$50,000	\$65,000	\$80,000	Health, Dental, Vision, 401(k)
Professional	\$35,000	\$45,000	\$55,000	Health, Dental, Vision, 401(k)
Support Staff	\$20,000	\$25,000	\$30,000	Health, Dental, Vision, 401(k)

5. **THE COMPANY'S POLICY ON EMPLOYEE DISCIPLINE**
 The company's policy on employee discipline is to ensure that all employees are held accountable for their actions. This policy is designed to provide a fair and equitable process for addressing employee performance issues and to ensure that the company is able to maintain a high standard of performance.

6. **THE COMPANY'S POLICY ON EMPLOYEE TERMINATION**
 The company's policy on employee termination is to ensure that all employees are treated fairly and equitably. This policy is designed to provide all employees with the resources and support they need to transition to a new job or to start their own business.

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities.

2. It then goes on to describe the various methods used to collect and analyze data, including surveys, interviews, and focus groups.

3. The next section details the results of the data collection process, highlighting key findings and trends.

4. Finally, the document concludes with a series of recommendations for future research and implementation, based on the findings presented.

5. The overall goal of this document is to provide a comprehensive overview of the research process and its findings, in order to inform decision-making and improve organizational performance.

QUESTIONNAIRE SUR LE NIVEAU DE CONSCIENCE ENVIRONNEMENTALE DES ENFANTS

NOM		NOM	
NOM		PRENOM	AGE
SEX	PROFESSEUR	PROFESSEUR	PROFESSEUR
SEX	PROFESSEUR	PROFESSEUR	PROFESSEUR
SEX	PROFESSEUR	PROFESSEUR	PROFESSEUR

1. L'ÉCOLE EST-ELLE UN LIEU PROPRES ?

1.00 1.01 1.02 1.03 1.04 1.05 1.06 1.07 1.08 1.09 1.10

2. LES ÉLÈVES SONT-ILS ENCLIMATÉS ?

2.00 2.01 2.02 2.03 2.04 2.05 2.06 2.07 2.08 2.09 2.10

3. LES ÉLÈVES SONT-ILS SENSIBILISÉS ?

LES ÉLÈVES SONT-ILS SENSIBILISÉS PAR LE PROFESSEUR ?

LES ÉLÈVES SONT-ILS SENSIBILISÉS PAR LES ÉLÈVES ?

LES ÉLÈVES SONT-ILS SENSIBILISÉS PAR LES PARENTS ?

LES ÉLÈVES SONT-ILS SENSIBILISÉS PAR LES MÉDIAS ?

LES ÉLÈVES SONT-ILS SENSIBILISÉS PAR LES ÉLÈVES ?

4. LES ÉLÈVES SONT-ILS SENSIBILISÉS ?

LES ÉLÈVES SONT-ILS SENSIBILISÉS PAR LE PROFESSEUR ?

LES ÉLÈVES SONT-ILS SENSIBILISÉS PAR LES ÉLÈVES ?

LES ÉLÈVES SONT-ILS SENSIBILISÉS PAR LES PARENTS ?

LES ÉLÈVES SONT-ILS SENSIBILISÉS PAR LES MÉDIAS ?

LES ÉLÈVES SONT-ILS SENSIBILISÉS PAR LES ÉLÈVES ?

5. LES ÉLÈVES SONT-ILS SENSIBILISÉS ?

LES ÉLÈVES SONT-ILS SENSIBILISÉS PAR LE PROFESSEUR ?

LES ÉLÈVES SONT-ILS SENSIBILISÉS PAR LES ÉLÈVES ?

LES ÉLÈVES SONT-ILS SENSIBILISÉS PAR LES PARENTS ?

LES ÉLÈVES SONT-ILS SENSIBILISÉS PAR LES MÉDIAS ?

LES ÉLÈVES SONT-ILS SENSIBILISÉS PAR LES ÉLÈVES ?

6. LES ÉLÈVES SONT-ILS SENSIBILISÉS ?

LES ÉLÈVES SONT-ILS SENSIBILISÉS PAR LE PROFESSEUR ?

LES ÉLÈVES SONT-ILS SENSIBILISÉS PAR LES ÉLÈVES ?

LES ÉLÈVES SONT-ILS SENSIBILISÉS PAR LES PARENTS ?

LES ÉLÈVES SONT-ILS SENSIBILISÉS PAR LES MÉDIAS ?

LES ÉLÈVES SONT-ILS SENSIBILISÉS PAR LES ÉLÈVES ?

7. LES ÉLÈVES SONT-ILS SENSIBILISÉS ?

LES ÉLÈVES SONT-ILS SENSIBILISÉS PAR LE PROFESSEUR ?

LES ÉLÈVES SONT-ILS SENSIBILISÉS PAR LES ÉLÈVES ?

LES ÉLÈVES SONT-ILS SENSIBILISÉS PAR LES PARENTS ?

LES ÉLÈVES SONT-ILS SENSIBILISÉS PAR LES MÉDIAS ?

LES ÉLÈVES SONT-ILS SENSIBILISÉS PAR LES ÉLÈVES ?

THE UNIVERSITY OF CHICAGO LIBRARY
540 EAST 57TH STREET, CHICAGO, IL 60637

8. 賃貸マンション等を新築した場合の自社株の相続税評価額

相続税評価額を算定するに当たっては、被相続人が被相続人の死亡の時点において、賃貸マンション等を新築した場合の自社株の相続税評価額は、当該賃貸マンション等の新築に係る建設費を基礎として算定される。

ただし、当該建設費が、被相続人が被相続人の死亡の時点において、当該賃貸マンション等の新築に係る建設費を基礎として算定される。

1. 建設費の算定

建設費とは、被相続人が被相続人の死亡の時点において、当該賃貸マンション等の新築に係る建設費を基礎として算定される。建設費には、当該建設費を基礎として算定される。

建設費には、当該建設費を基礎として算定される。建設費には、当該建設費を基礎として算定される。

建設費には、当該建設費を基礎として算定される。建設費には、当該建設費を基礎として算定される。

建設費には、当該建設費を基礎として算定される。建設費には、当該建設費を基礎として算定される。

建設費には、当該建設費を基礎として算定される。建設費には、当該建設費を基礎として算定される。

建設費には、当該建設費を基礎として算定される。建設費には、当該建設費を基礎として算定される。

1. **QUESTION** (The question text is illegible)

2. **QUESTION** (The question text is illegible)

3. **QUESTION** (The question text is illegible)

4. **QUESTION** (The question text is illegible)



5. **QUESTION** (The question text is illegible)

6. **QUESTION** (The question text is illegible)

7. **QUESTION** (The question text is illegible)

1. Die ...

2. Die ...

3. Die ...

4. Die ...

5. Die ...

6. Die ...

7. Die ...

8. Die ...

9. Die ...

6. **STANDARDIZATION OF THE DATA**

THE DATA WAS STANDARDIZED BY...

TABLE 1. **STANDARDIZATION OF THE DATA**

Variable	Minimum	Maximum	Mean	Standard Deviation
...
...
...
...

...

TABLE 2. **STANDARDIZATION OF THE DATA**

Variable	Minimum	Maximum	Mean	Standard Deviation
...
...
...
...

[Illegible]		[Illegible]	
[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]
[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]

[Illegible]		[Illegible]	
[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]
[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]
[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]

[Illegible text]

[Illegible]		[Illegible]	
[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]
[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]

[Illegible]		[Illegible]	
[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]
[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]
[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]

[Illegible text]

[Illegible]		[Illegible]	
[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]
[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]
[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]	[Illegible]

[Illegible text]

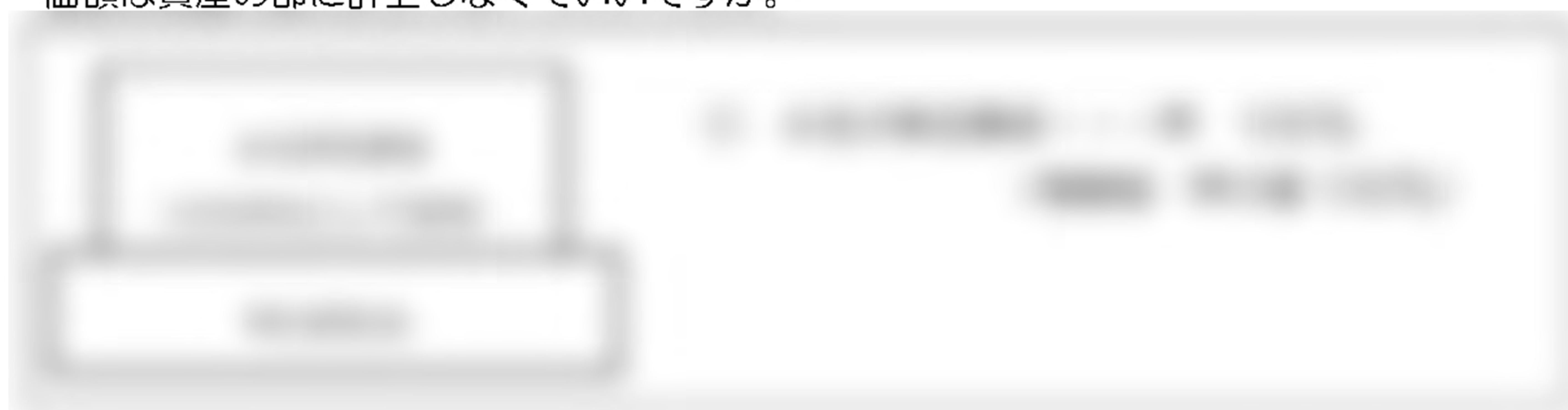
9. 土地の無償返還に関する届出書が提出されている場合の取引相場のない株式等の評価

東京国税局による資産税審理研修資料から、取引相場のない株式等の評価で「土地の無償返還に関する届出書」が提出されている場合の財産評価上の留意点を以下に掲げます。

(1) 被相続人が同族関係者となっている同族会社に土地を貸付けしている場合

Q1. A社（同族会社）は、被相続人甲の所有する土地を借地し、その借地上に建物を所有していますが、その借地権の設定にあたり、「土地の無償返還に関する届出書」を提出しています。

甲が同族関係者となっているA社の株式を評価（純資産価額方式）する場合、借地権の価額は資産の部に計上しなくていいですか。



THE UNIVERSITY OF CHICAGO
DEPARTMENT OF POLITICAL SCIENCE
POLITICAL SCIENCE DEPARTMENT
5408 S. UNIVERSITY AVE. CHICAGO, IL 60637
U.S.A.

(2) 借地人である同族会社とその建物を第三者に貸付けている場合

Q2. A社（同族会社）は被相続人甲の所有する土地を借地し、その借地上に建物（貸家）を所有していますが、その借地権の設定にあたり、「土地の無償返還に関する届出書」を提出しています。

被相続人が、同族関係者となっている同族会社に土地を貸し付け、「土地の無償返還に関する届出書」が提出されている場合には、その同族会社の株式の評価（純資産価額方式）上、その土地の自用地としての価額の20%に相当する金額を借地権の価額として計上することとされていますが、当該借地権が貸家建付借地権の場合もその土地の自用地としての価額の20%に相当する金額を資産の部に計上しなければならないのでしょうか。



[REDACTED]

(3) 土地の所有者が被相続人以外の者である場合

Q3. A社（同族会社）は、被相続人甲の配偶者乙の所有する土地を借地し、その借地上に建物を所有していますが、その借地権の設定にあたり、「土地の無償返還に関する届出書」を提出しています。

被相続人が同族関係者となっている同族会社に土地を貸し付け、「土地の無償返還に関する届出書」が提出されている場合には、当該同族会社の株式の評価（純資産価額方式）上、借地権の価額として、その土地の自用地としての価額の20%に相当する金額を資産の部に計上することとされていますが、被相続人の配偶者乙が同族会社に土地を貸し付けている場合についてもその土地の自用地としての価額の20%に相当する金額を計上する必要はありますか。



1. 被相続人が同族関係者となっている同族会社に土地を貸し付け、「土地の無償返還に関する届出書」が提出されている場合には、当該同族会社の株式の評価（純資産価額方式）上、借地権の価額として、その土地の自用地としての価額の20%に相当する金額を資産の部に計上することとされていますが、被相続人の配偶者乙が同族会社に土地を貸し付けている場合についてもその土地の自用地としての価額の20%に相当する金額を計上する必要はありますか。

2. 被相続人が同族関係者となっている同族会社に土地を貸し付け、「土地の無償返還に関する届出書」が提出されている場合には、当該同族会社の株式の評価（純資産価額方式）上、借地権の価額として、その土地の自用地としての価額の20%に相当する金額を資産の部に計上することとされていますが、被相続人の配偶者乙が同族会社に土地を貸し付けている場合についてもその土地の自用地としての価額の20%に相当する金額を計上する必要はありますか。

3. 被相続人が同族関係者となっている同族会社に土地を貸し付け、「土地の無償返還に関する届出書」が提出されている場合には、当該同族会社の株式の評価（純資産価額方式）上、借地権の価額として、その土地の自用地としての価額の20%に相当する金額を資産の部に計上することとされていますが、被相続人の配偶者乙が同族会社に土地を貸し付けている場合についてもその土地の自用地としての価額の20%に相当する金額を計上する必要はありますか。

4. 被相続人が同族関係者となっている同族会社に土地を貸し付け、「土地の無償返還に関する届出書」が提出されている場合には、当該同族会社の株式の評価（純資産価額方式）上、借地権の価額として、その土地の自用地としての価額の20%に相当する金額を資産の部に計上することとされていますが、被相続人の配偶者乙が同族会社に土地を貸し付けている場合についてもその土地の自用地としての価額の20%に相当する金額を計上する必要はありますか。

5. 被相続人が同族関係者となっている同族会社に土地を貸し付け、「土地の無償返還に関する届出書」が提出されている場合には、当該同族会社の株式の評価（純資産価額方式）上、借地権の価額として、その土地の自用地としての価額の20%に相当する金額を資産の部に計上することとされていますが、被相続人の配偶者乙が同族会社に土地を貸し付けている場合についてもその土地の自用地としての価額の20%に相当する金額を計上する必要はありますか。

(4) 被相続人が同族関係者でない場合

Q4. 被相続人甲の所有するB社の株式を評価（純資産価額方式）するにあたり、B社が所有するA社の株式を評価（純資産価額方式）する必要があります。

A社は甲の所有する土地の上に建物を所有していますが、その使用にあたり、「土地の無償返還に関する届出書」を提出しています。

この場合、A社の株式を評価するに当たって、甲の所有する土地の自用地価額の20%に相当する金額を借地権の価額として資産の部に計上する必要がありますか。



この場合、A社の株式を評価するに当たって、甲の所有する土地の自用地価額の20%に相当する金額を借地権の価額として資産の部に計上する必要がありますか。

この場合、A社の株式を評価するに当たって、甲の所有する土地の自用地価額の20%に相当する金額を借地権の価額として資産の部に計上する必要がありますか。

この場合、A社の株式を評価するに当たって、甲の所有する土地の自用地価額の20%に相当する金額を借地権の価額として資産の部に計上する必要がありますか。

この場合、A社の株式を評価するに当たって、甲の所有する土地の自用地価額の20%に相当する金額を借地権の価額として資産の部に計上する必要がありますか。

THESE DOCUMENTS SONT DES REPRODUCTIONS DE
DOCUMENTS ORIGINAUX QUI SONT SOUS
LE DROIT DE LA LOI D'ACCES A L'INFORMATION
DU CANADA. LES DOCUMENTS SONT
REPRODUITS EN FRANCAIS ET EN ANGLAIS
LORSQUE CELA EST POSSIBLE. LES
DOCUMENTS SONT REPRODUITS EN
UN SEUL LANGAGE SI LE DOCUMENT
ORIGINAL EST EN UN SEUL LANGAGE.
LES DOCUMENTS SONT REPRODUITS
EN UN SEUL LANGAGE SI LE DOCUMENT
ORIGINAL EST EN UN SEUL LANGAGE.
LES DOCUMENTS SONT REPRODUITS
EN UN SEUL LANGAGE SI LE DOCUMENT
ORIGINAL EST EN UN SEUL LANGAGE.

(5) 被相続人と相続人の共有地である場合

Q5. 被相続人甲と相続人乙の持分各2分の1の共有地上に被相続人の主宰するA社（甲の持株割合100%）が建物を所有していますが、その借地権の設定にあたり、「土地の無償返還に関する届出書」を提出して、その土地の賃貸借をしています。

このA社の株式を純資産価額方式により評価する場合、この土地の自用地としての価額の20%に相当する金額を資産の部に計上することになりますが、その計上額は、甲の共有持分2分の1に対応する借地権価額相当額でよいのか、それとも、土地全部（甲と乙の持分の合計）に対応する借地権価額相当額とすべきでしょうか。



1. 借地権の価額は、土地の価額の20%に相当する金額である。

2. 借地権の価額は、土地の価額の20%に相当する金額である。ただし、土地の全部の借地権の価額を算入する必要がある。

3. 借地権の価額は、土地の価額の20%に相当する金額である。ただし、土地の全部の借地権の価額を算入する必要がある。また、土地の全部の借地権の価額を算入する必要がある。

4. 借地権の価額は、土地の価額の20%に相当する金額である。ただし、土地の全部の借地権の価額を算入する必要がある。また、土地の全部の借地権の価額を算入する必要がある。

1. The first part of the document is a list of the names of the members of the committee who have been appointed to study the problem of the shortage of housing in the city of New York.

2. The second part of the document is a list of the names of the members of the committee who have been appointed to study the problem of the shortage of housing in the city of New York.

3. The third part of the document is a list of the names of the members of the committee who have been appointed to study the problem of the shortage of housing in the city of New York.

（前略）

（3）実務上の留意点

（前略）

（前略）

（前略）

1. 土地の相続税評価額 4,800 万円（地積 400 m²）
 2. 同上地には不動産管理会社が所有するアパートが建っています。
 なお、「土地の無償返還に関する届出書」は提出しています。

【設例】

1. 土地の相続税評価額 4,800 万円（地積 400 m²）
2. 同上地には不動産管理会社が所有するアパートが建っています。
 なお、「土地の無償返還に関する届出書」は提出しています。

項目	内容	金額	備考
土地	4,800 万円		
建物			
その他			
合計			

...
 ...
 ...

● ...

...
 ...
 ...

...		...
...
...
...
...
...
...

...
 ...
 ...

...
 ...
 ...

(3) 賃貸マンション等の敷地

（注）本表は、令和元年10月1日現在の状況を示している。令和元年10月1日現在の状況を示している。令和元年10月1日現在の状況を示している。

（注）本表は、令和元年10月1日現在の状況を示している。令和元年10月1日現在の状況を示している。令和元年10月1日現在の状況を示している。

（注）本表は、令和元年10月1日現在の状況を示している。令和元年10月1日現在の状況を示している。令和元年10月1日現在の状況を示している。

（注）本表は、令和元年10月1日現在の状況を示している。令和元年10月1日現在の状況を示している。令和元年10月1日現在の状況を示している。

（注）本表は、令和元年10月1日現在の状況を示している。令和元年10月1日現在の状況を示している。令和元年10月1日現在の状況を示している。

区分	延べ床面積(㎡)	戸数
賃貸用	1,234,567	1,234
非賃貸用	567,890	567
合計	1,802,457	1,801

(4) 特定同族会社事業用宅地等

特定同族会社事業用宅地等とは、特定同族会社（特定同族会社）が、その親族会社（親族会社）から取得した、当該親族会社が所有する土地（宅地）を、当該親族会社が所有する土地（宅地）に譲渡したものである。

特定同族会社（特定同族会社）が、その親族会社（親族会社）から取得した、当該親族会社が所有する土地（宅地）を、当該親族会社が所有する土地（宅地）に譲渡したものである。

特定同族会社（特定同族会社）が、その親族会社（親族会社）から取得した、当該親族会社が所有する土地（宅地）を、当該親族会社が所有する土地（宅地）に譲渡したものである。

特定同族会社（特定同族会社）が、その親族会社（親族会社）から取得した、当該親族会社が所有する土地（宅地）を、当該親族会社が所有する土地（宅地）に譲渡したものである。

特定同族会社（特定同族会社）が、その親族会社（親族会社）から取得した、当該親族会社が所有する土地（宅地）を、当該親族会社が所有する土地（宅地）に譲渡したものである。

特定同族会社（特定同族会社）	親族会社（親族会社）	取得状況		
		取得年月日	取得金額	取得割合
特定同族会社（特定同族会社）	親族会社（親族会社）	取得年月日	取得金額	取得割合
特定同族会社（特定同族会社）	親族会社（親族会社）	取得年月日	取得金額	取得割合

特定同族会社（特定同族会社）が、その親族会社（親族会社）から取得した、当該親族会社が所有する土地（宅地）を、当該親族会社が所有する土地（宅地）に譲渡したものである。

特定同族会社（特定同族会社）	親族会社（親族会社）	取得年月日	取得金額	取得割合	譲渡状況	
					譲渡年月日	譲渡金額
特定同族会社（特定同族会社）	親族会社（親族会社）	取得年月日	取得金額	取得割合	譲渡年月日	譲渡金額
特定同族会社（特定同族会社）	親族会社（親族会社）	取得年月日	取得金額	取得割合	譲渡年月日	譲渡金額
特定同族会社（特定同族会社）	親族会社（親族会社）	取得年月日	取得金額	取得割合	譲渡年月日	譲渡金額
特定同族会社（特定同族会社）	親族会社（親族会社）	取得年月日	取得金額	取得割合	譲渡年月日	譲渡金額
特定同族会社（特定同族会社）	親族会社（親族会社）	取得年月日	取得金額	取得割合	譲渡年月日	譲渡金額
特定同族会社（特定同族会社）	親族会社（親族会社）	取得年月日	取得金額	取得割合	譲渡年月日	譲渡金額

【設例】

1. 被相続人 父（令和6年3月死亡）
2. 相続人 長男・二男
3. 相続財産と遺産分割
 - ① 甲土地 1億円（自用地評価。400㎡、長男が相続）
 - ② 建物 3,000万円（長男が相続）
 - ③ その他の財産 2億円（長男と二男が1/2ずつ相続）
4. その他

甲土地の上にA社（特定同族会社）が建物を建て、土地の無償返還に関する届出書を提出し、本社事務所として利用している。

- ① その土地の貸借が賃貸借である場合
- ② その土地の貸借が使用貸借である場合

● **Wiederholungsfragen**

Wiederholungsfragen sind Fragen, die in der Vorlesung gestellt wurden und die Sie in der Klausur wiederholen werden. Sie sind in der Klausur mit einem Sternchen (*) markiert. Sie sind in der Klausur mit einem Sternchen (*) markiert. Sie sind in der Klausur mit einem Sternchen (*) markiert.

Die Wiederholungsfragen sind in der Klausur mit einem Sternchen (*) markiert. Sie sind in der Klausur mit einem Sternchen (*) markiert. Sie sind in der Klausur mit einem Sternchen (*) markiert.

● **Wiederholungsfragen**

Frage	Antwort	Hinweise
Wiederholungsfrage	Antwort	Hinweise

Kategori		Sub-kategori		Nilai	Bobot
Kategori 1	Sub-kategori 1	Item 1	Detail Item 1	100	10
		Item 2	Detail Item 2	100	10
		Item 3	Detail Item 3	100	10
		Item 4	Detail Item 4	100	10
		Item 5	Detail Item 5	100	10
		Item 6	Detail Item 6	100	10
		Item 7	Detail Item 7	100	10
		Item 8	Detail Item 8	100	10
		Item 9	Detail Item 9	100	10
		Item 10	Detail Item 10	100	10
Kategori 2	Sub-kategori 2	Item 11	Detail Item 11	100	10
		Item 12	Detail Item 12	100	10
		Item 13	Detail Item 13	100	10
		Item 14	Detail Item 14	100	10
		Item 15	Detail Item 15	100	10
		Item 16	Detail Item 16	100	10
		Item 17	Detail Item 17	100	10
		Item 18	Detail Item 18	100	10
		Item 19	Detail Item 19	100	10
		Item 20	Detail Item 20	100	10

1. Kategori 1 memiliki 10 sub-kategori dengan total bobot 100.
 2. Kategori 2 memiliki 10 sub-kategori dengan total bobot 100.
 3. Setiap sub-kategori memiliki 10 item dengan bobot masing-masing 10.

1. **THEORY**
 The theory of the present experiment is based on the fact that the rate of change of the concentration of a reactant is proportional to the concentration of the reactant raised to a certain power. This power is called the order of the reaction. The order of a reaction can be determined by the method of initial rates. In this method, the initial rate of the reaction is measured for different initial concentrations of the reactants. The order of the reaction is then determined by the change in the initial rate with the change in the initial concentration of the reactants.

2. OBJECTIVE

The objective of the present experiment is to determine the order of the reaction between potassium dichromate(VI) and potassium iodide in the presence of hydrochloric acid. The reaction is given by the following equation:

$Cr_2O_7^{2-} + 14H^+ + 6I^- \rightarrow 2Cr^{3+} + 3I_2 + 7H_2O$



3. APPARATUS AND REAGENTS

S. No.	Apparatus/Reagent	Quantity/Concentration
1	Test tube	1
2	Test tube rack	1
3	Hydrochloric acid (HCl)	10% solution
4	Potassium dichromate(VI) (K ₂ Cr ₂ O ₇)	0.1M solution
5	Potassium iodide (KI)	0.1M solution

4. **PROCEDURE**

13. 税務署の窓口での閲覧申請

税務署の窓口で閲覧申請を行う場合は、申請書に「税務署の窓口での閲覧申請」と記載し、申請書に添付する資料を提出する。

申請書に添付する資料は、申請書の提出日現在、申請人が保有している資料に限る。申請人が保有していない資料は、申請書の提出日から1週間以内の間に取得し、申請書に添付する。

申請書に添付する資料は、申請書の提出日から1週間以内の間に取得し、申請書に添付する。

1. 申請書の提出日から1週間以内の間に取得し、申請書に添付する。
2. 申請書の提出日から1週間以内の間に取得し、申請書に添付する。
3. 申請書の提出日から1週間以内の間に取得し、申請書に添付する。

(1) 申請書の提出

申請書は、申請書の提出日から1週間以内の間に取得し、申請書に添付する。

(2) 申請書の添付資料

1. 申請書の提出日から1週間以内の間に取得し、申請書に添付する。
2. 申請書の提出日から1週間以内の間に取得し、申請書に添付する。
3. 申請書の提出日から1週間以内の間に取得し、申請書に添付する。
4. 申請書の提出日から1週間以内の間に取得し、申請書に添付する。
5. 申請書の提出日から1週間以内の間に取得し、申請書に添付する。
6. 申請書の提出日から1週間以内の間に取得し、申請書に添付する。
7. 申請書の提出日から1週間以内の間に取得し、申請書に添付する。
8. 申請書の提出日から1週間以内の間に取得し、申請書に添付する。
9. 申請書の提出日から1週間以内の間に取得し、申請書に添付する。
10. 申請書の提出日から1週間以内の間に取得し、申請書に添付する。

申請書に添付する資料は、申請書の提出日から1週間以内の間に取得し、申請書に添付する。

申請書に添付する資料は、申請書の提出日から1週間以内の間に取得し、申請書に添付する。

(3) 申請書の提出

1. Die folgenden Aussagen sind wahr oder falsch?
a) Die Nullmatrix ist invertierbar.
b) Die Inverse einer Matrix ist eindeutig.
c) Die Inverse einer Matrix existiert genau dann, wenn die Determinante nicht Null ist.

2. Gegeben sei die Matrix $A = \begin{pmatrix} 1 & 2 \\ 3 & 4 \end{pmatrix}$.
a) Berechnen Sie die Determinante von A .
b) Berechnen Sie die Inverse von A .
c) Lösen Sie das lineare Gleichungssystem $A \cdot \vec{x} = \vec{b}$ mit $\vec{b} = \begin{pmatrix} 5 \\ 6 \end{pmatrix}$.

3. Gegeben sei die Matrix $A = \begin{pmatrix} 1 & 2 & 3 \\ 4 & 5 & 6 \\ 7 & 8 & 9 \end{pmatrix}$.
a) Berechnen Sie die Determinante von A .
b) Berechnen Sie die Inverse von A .
c) Lösen Sie das lineare Gleichungssystem $A \cdot \vec{x} = \vec{b}$ mit $\vec{b} = \begin{pmatrix} 10 \\ 11 \\ 12 \end{pmatrix}$.

4. Gegeben sei die Matrix $A = \begin{pmatrix} 1 & 2 & 3 & 4 \\ 5 & 6 & 7 & 8 \\ 9 & 10 & 11 & 12 \\ 13 & 14 & 15 & 16 \end{pmatrix}$.
a) Berechnen Sie die Determinante von A .
b) Berechnen Sie die Inverse von A .
c) Lösen Sie das lineare Gleichungssystem $A \cdot \vec{x} = \vec{b}$ mit $\vec{b} = \begin{pmatrix} 17 \\ 18 \\ 19 \\ 20 \end{pmatrix}$.

5. Gegeben sei die Matrix $A = \begin{pmatrix} 1 & 2 & 3 & 4 & 5 \\ 6 & 7 & 8 & 9 & 10 \\ 11 & 12 & 13 & 14 & 15 \\ 16 & 17 & 18 & 19 & 20 \\ 21 & 22 & 23 & 24 & 25 \end{pmatrix}$.
a) Berechnen Sie die Determinante von A .
b) Berechnen Sie die Inverse von A .
c) Lösen Sie das lineare Gleichungssystem $A \cdot \vec{x} = \vec{b}$ mit $\vec{b} = \begin{pmatrix} 26 \\ 27 \\ 28 \\ 29 \\ 30 \end{pmatrix}$.

6. Gegeben sei die Matrix $A = \begin{pmatrix} 1 & 2 & 3 & 4 & 5 & 6 \\ 7 & 8 & 9 & 10 & 11 & 12 \\ 13 & 14 & 15 & 16 & 17 & 18 \\ 19 & 20 & 21 & 22 & 23 & 24 \\ 25 & 26 & 27 & 28 & 29 & 30 \\ 31 & 32 & 33 & 34 & 35 & 36 \end{pmatrix}$.
a) Berechnen Sie die Determinante von A .
b) Berechnen Sie die Inverse von A .
c) Lösen Sie das lineare Gleichungssystem $A \cdot \vec{x} = \vec{b}$ mit $\vec{b} = \begin{pmatrix} 37 \\ 38 \\ 39 \\ 40 \\ 41 \\ 42 \end{pmatrix}$.

1. **QUESTION** (The text is too blurry to read the specific question)

2. **ANSWER** (The text is too blurry to read the specific answer)

3. **QUESTION** (The text is too blurry to read the specific question)

4. **ANSWER** (The text is too blurry to read the specific answer)

5. **QUESTION** (The text is too blurry to read the specific question)

6. **ANSWER** (The text is too blurry to read the specific answer)

7. **QUESTION** (The text is too blurry to read the specific question)

- 1. **QUESTION** (The text is too blurry to read the specific question)
- 2. **ANSWER** (The text is too blurry to read the specific answer)
- 3. **QUESTION** (The text is too blurry to read the specific question)

	2011	2012
2011	2011	2011
2012	2012	2012
2013	2013	2013

1. Die folgenden Aussagen sind wahr oder falsch? Begründen Sie Ihre Antwort!
a) Ein Vektorraum über einem Körper K ist ein K -Modul.
b) Ein K -Modul ist ein Vektorraum über K .
c) Ein K -Modul ist ein K -Vektorraum.
d) Ein K -Modul ist ein K -Vektorraum über K .

2. Sei M ein K -Modul. Zeigen Sie:
a) M ist ein K -Vektorraum über K .
b) M ist ein K -Vektorraum über K .

2. THE PROBLEM

The first part of the paper is devoted to the study of the problem of the existence of solutions of the system of equations (1) for arbitrary values of the parameters α and β . It is shown that the system has solutions for all values of the parameters α and β if and only if the condition $\alpha + \beta > 1$ is satisfied.

In the second part of the paper the question of the uniqueness of solutions of the system (1) is considered. It is shown that the system has a unique solution for all values of the parameters α and β if and only if the condition $\alpha + \beta > 1$ is satisfied.

In the third part of the paper the question of the stability of solutions of the system (1) is considered. It is shown that the system has stable solutions for all values of the parameters α and β if and only if the condition $\alpha + \beta > 1$ is satisfied.

In the fourth part of the paper the question of the asymptotic behavior of solutions of the system (1) is considered. It is shown that the system has asymptotically stable solutions for all values of the parameters α and β if and only if the condition $\alpha + \beta > 1$ is satisfied.

In the fifth part of the paper the question of the bifurcation of solutions of the system (1) is considered. It is shown that the system has bifurcating solutions for all values of the parameters α and β if and only if the condition $\alpha + \beta > 1$ is satisfied.

In the sixth part of the paper the question of the global stability of solutions of the system (1) is considered. It is shown that the system has globally stable solutions for all values of the parameters α and β if and only if the condition $\alpha + \beta > 1$ is satisfied.

In the seventh part of the paper the question of the periodicity of solutions of the system (1) is considered. It is shown that the system has periodic solutions for all values of the parameters α and β if and only if the condition $\alpha + \beta > 1$ is satisfied.

QUESTION 1

QUESTION 2

QUESTION 2 (continued)

QUESTION 3

QUESTION 4

QUESTION 5

QUESTION 6

QUESTION 7

QUESTION 8

QUESTION 9

QUESTION 10

QUESTION 11

QUESTION 12

QUESTION 13

QUESTION 14

QUESTION 15

QUESTION 1
A company is considering a new investment project. The project requires an initial investment of \$100,000 and is expected to generate cash flows of \$30,000 per year for 5 years. The company's cost of capital is 10%. Calculate the NPV of the project.
A. \$10,000
B. \$15,000
C. \$20,000
D. \$25,000

QUESTION 2
A company is considering a new investment project. The project requires an initial investment of \$100,000 and is expected to generate cash flows of \$30,000 per year for 5 years. The company's cost of capital is 10%. Calculate the IRR of the project.
A. 12.0%
B. 13.5%
C. 15.0%
D. 16.5%

QUESTION 3
A company is considering a new investment project. The project requires an initial investment of \$100,000 and is expected to generate cash flows of \$30,000 per year for 5 years. The company's cost of capital is 10%. Calculate the payback period of the project.
A. 3.33 years
B. 3.50 years
C. 3.67 years
D. 3.85 years

2. **RESEARCH DESIGN AND METHODS**
2.1. **Study Design**
2.2. **Participants**
2.3. **Measures**
2.4. **Procedure**